

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

31 October 2018

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 27

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 27 となる本号では、日本の平成 31 年度税制改正要望（適格株式交換等（株式売渡請求権の行使を含む）の要件緩和）、米国における外国投資審査に関する事前の申告を義務化するパイロットプログラムの開始等、最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [平成 31 年度税制改正要望（適格株式交換等（株式売渡請求権の行使を含む）の要件緩和）](#)

2. アジア

- [タイ：企業結合規制及び独占的地位の新基準を定める規則を公表](#)
- [タイ：優遇税制の大幅な見直し～IHQ/ITC 等に係る新規申請受付が終了～](#)

3. 米州

- [米国：外国投資審査に関する事前の申告を義務化するパイロットプログラムの開始](#)
- [米国：連邦高裁、FCPA 違反に関与した外国人について、FCPA 違反の共謀罪の成立を否定する判決を発表](#)

4. 欧州

- [英国：破産手続及びコーポレートガバナンスに関する新たな指針の公表](#)

1. 日本

平成 31 年度税制改正要望（適格株式交換等（株式売渡請求権の行使を含む）の要件緩和）

各省庁による平成 31 年度税制改正要望が出揃い、平成 31 年度税制改正の議論が本格化している。経済産業省は、柔軟かつ円滑な組織再編を促進することで、産業の国際競争力を強化するべく、新たな適格組織再編の種類の導入を要望している。要望されている類型には 2 種類があり、組織再編後の逆さ合併及び株式を対価とした組織再編であるが、本稿ではこのうち前者すなわち組織再編後の逆さ合併に関する改正要望について触れる。

組織再編後の逆さ合併とは、具体的には「企業が株式交換等組織再編によって他の会社を完全子会社にした後、当該組織再編後の完全子会社を存続会社として組織再編後の完全親会社との逆さ合併を行う場合」が想定されているが、現行の法人税法においては、「株式交換等」の定義には株式交換に加えて、(a)全部取得条項付株式に係る取得決議により最大株主等以外の全ての株主に端株のみが交付される場合、(b)株式の併合で最大株主等以外の全ての株主が有する株式が端株となるもので、最大株主と対象法人との間で最大株主による完全支配関係を有することになる場合、及び(c)株式売渡請求により、対象法人の一の株主によって他の株主が有する株式が取得されるもので、当該一の株主と対象法人との間で当該一の株主による完全支配関係を有することとなる場合が含まれる（法人税法第 2 条十二の十六号）。これら(a)ないし(c)は、所謂スクイーズアウトの手段として用いられる行為であり、企業買収を検討する際に頻繁に参照されるスキームであるといえる。このようなスクイーズアウト取引が株式交換等の定義に含まれる方法によって実行される場合、通常、当該スクイーズアウトの実行前において株式交換等完全親法人（最大株主又は株式売渡請求により株式を取得する法人）と株式交換等完全子法人との間には支配関係が存在することが一般的である。かかるスクイーズアウト取引が「適格株式交換等」（法人税法第 2 条十二の十七号）として取り扱われるためには、スクイーズアウト後に株式交換等完全親法人と株式交換等完全子法人との間の支配関係が継続することが見込まれている必要があるところ、株式交換等完全親法人を被合併法人とする適格合併が行われる場合には、当該適格合併後に、当該適格合併に係る合併法人と株式交換等完全子法人との間に当該適格合併に係る合併法人による完全支配関係が継続することが要件とされる。したがって、例えば、SPV が公開買付者となる公開買付後に株式交換等に該当するスクイーズアウトが行われた場合、SPV が被買収企業と逆さ合併することが見込まれている場合には、株式継続保有要件を充足せずに適格株式交換等に該当しないスクイーズアウトとされ、被買収企業が有する時価評価資産の含み益相当額が益金算入されてしまうことになる。

SPV を公開買付者とする上場会社の買収後に、SPV と対象企業が逆さ合併することは極めて一般的な取引と考えられ、現行税制はこのスキームに基づく買収後再編の実行を阻害していると考えられる。今回の経済産業省の改正要望は、この阻害要因を除去し、スクイーズアウト後に逆さ合併が見込まれている場合においても、株式継続保有要件に抵触しないとする改正を要望していると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

タイ

企業結合規制及び独占的地位の新基準を定める規則が公表

取引競争委員会（The Trade Competition Commission、以下「委員会」）は、（2017年）取引競争法（以下「本法」）に関する通知（以下「本通知」）を発付した。本通知は、本法に関する重要な要件を明確に規定し、更に本法の執行に必要なその他の手続を規定している。本通知に関する公聴会が2018年9月5日に実施されている。

本通知の概要は以下のとおりである。

1. 会社の支配権又は経営権の取得を目的とした資産又は株式の譲渡による企業結合

以下の取引は会社の支配権又は経営権の取得を目的とした取引と判断され、本法第51条の「企業結合（merger）」に該当するものとみなされる。これらの取引は委員会の事前承認又は委員会に対する事後届出が要求されることとなる。

- (a) 資産譲渡：事業者の通常の事業に関連する他方事業者の資産の価値の50%超を取得する場合。
- (b) 株式譲渡：(i) 証券及びタイ証券取引所に関する法律に基づき事業者の株式に係る総議決権の25%超に相当する株式、新株予約権、その他転換証券を取得する場合、(ii) 他方事業者の株式に係る総議決権の50%超を取得する場合。

2. 事後届出制度—ルールと手続き

一定の市場における競争の実質的な低下を引き起こす可能性のある企業結合の場合、事後届出義務が課されることとなる。かかる企業結合は、当該事業者の売上高が企業結合の前又は後において10億バーツ超であって、当該市場で独占力を有しておらず、又は支配的地位にない事業者の行う企業結合と定義されている。当該売上高には、当該会社の関連事業者及び支配権を有する会社の売上高も含まれる。

独占とは、当該市場において、価格決定権や商品・サービスを自由に供給する力を有し、かつ、その売上高が10億バーツ超の事業者がただ一人しか存在しない状況をいう。

3. 事前承認制度—ルールと手続き

本法第51条第2項によれば、独占状態を生じさせ、又は特定の事業者に支配的地位をもたらす企業結合は、委員会の承認が必要となる。委員会の承認を要する企業結合を企図する事業者は、委員会に申請書を提出し、関連する料金を支払わなければならない。申請書とともに提出が必要な書類には、ビジネス統合計画、市場分析、当該合併が市場集中及び市場競争評価に与える影響などが記載されている必要がある。委員会による審査は、90日以内に完了し、事業者が委員会の決定に不服がある場合は、決定後60日以内に行政裁判所に上訴することができる。

4. 市場支配

本通知において、以下の(i) (ii) に該当する事業者は、「市場における支配的地位」を保持しているものとみなされる。(i) 市場シェアが50%を超え、売上高が10億バーツを超えていること、又は(ii) 合計で75%の市場

シェアを有する3事業者のうちの1事業者であり、売上高が10億バーツを超えていること。当該基準は、現行法の基準と同様である。

5. 規則、ガイドライン及び罰則手続き

委員会は本法に違反する事業者に対し、罰則を科す権限を有する。罰則には、禁固、罰金、又はその両方が含まれる。

[最初のページに戻る](#)

タイ

優遇税制の大幅な見直し～IHQ/ITC 等に係る新規申請受付が終了～

1. 概要

2017年にタイ政府はBEPSに参加し、BEPS参加国間の相互モニタリングの対象となる4つのミニマムスタンダード（BEPS行動5.有害税制への対抗、BEPS行動6.条約濫用の防止、BEPS行動13.移転価格文書、BEPS行動14.相互協議を通じた紛争解決の改善）を遵守するための取り組みに継続的に取り組んでいる。

そういった流れを受けて、2018年10月10日付で、タイ政府は、以下の4つの内閣勅令草案を承認した。

- (i) ROH1とROH2からなる地域運営本部（ROH）に係る改正
- (ii) 国際統括本部（IHQ）に係る改正
- (iii) 国際貿易センター（ITC）に係る改正
- (iv) 国際ビジネスセンター（IBC）の創設 ※今後詳細が公表される予定

2. 既存の優遇税制認定者の取り扱い

上記内閣勅令は正式に発行されていないが、歳入局は、ROH、IHQ、ITCの税務恩典に係る新規申請の受付を2018年10月10日（内閣承認決議と同じ日）に終了した。タイ政府から公表されている情報によると、上記(i)から(iii)の勅令に基づく、既存のROH、IHQ、ITCへの影響は、次のとおりである。

優遇税制	取り扱い
IHQ	承認済みの15会計年度の終了まで税務上の特典を受けることができる。同様にIHQはIBCへの変更を選択することができる。
ITC	承認済みの15会計年度の完了まで税務上の特典を受けることができる。
ROH1	ロイヤルティ収入の条件が追加される可能性があるが、2020年まで税制優遇措置を受けることができる。またROH1はIBCへの変更を選択することができる。
ROH2	承認済みの期間（10または15会計年度）が終了するまで、既存のROH2は税務上の特典を受けることができる。ただし、ロイヤルティ収入の条件が追加される可能性がある。ROH1と同様にROH2もIBCへの変更を選択することができる。

3. 国際ビジネスセンター（IBC）の創設

上記(iv)の勅令に基づき新たに導入された IBC 制度においては、適用要件を満たした上で、関係会社へのサポート・サービス機能および/またはタイ銀行からの財務局中央ライセンスの下で財務管理サービスの提供を受けることにより税務恩典を受けることができる。以下は、公表された情報に基づく IBC に係る税制優遇とその適用基準である。これらは政府評議会および国会の検討の際に変更される可能性がある。

IBC に係る税制優遇措置の概要

	優遇内容
法人税	IBC の年間支出額(6,000 万バーツ以上、3 億バーツ以上、6 億バーツ以上の 3 つのカテゴリー)に基づき、関連会社からのサービスフィー等に係る法人税(CIT)をそれぞれ 8%、5%、3%に軽減
個人所得税	外国人のための個人所得税(PIT)を 15%に軽減
関連会社からの配当金	免除
特定事業税	財務収入(受取利息)に対する特定の事業税(SBT)の免除
源泉税	海外関連会社への配当または利息に係る源泉徴収税を免除(ただし法人税の優遇所得から支払われるものに限る)

IBC に係る適用基準

	基準
資本金	最低 1,000 万バーツ以上の登録株式資本
最低支出額	各会計期間に最低 6,000 万バーツ(IBC への移行を希望する既存の ROH および IHQ は、最低支出条件が免除される予定)
従業員数	最低 10 人 金融サービス機能のみを実行する場合は 5 人

4. 旧制度と IBC 制度の比較

IBC 制度は、IHQ/ITC 制度と比較して、その適用への要件が厳しくなると同時に、税制優遇も縮小しており、タイに国際的な事業統括拠点を設けることのインセンティブは半減したように思われる。特に、IBC に必要な多額の支出は、IBC の新規申請者にとって障害になる可能性が高い。一方で、現行公表資料によると、IBC の法人税に係る優遇税率（3%～8%）は国内関係会社との取引にも適用される可能性があり、IHQ 制度では国内取引の優遇税率は 10%であったことから、国内関係会社との取引が多い法人にとっては新制度を活用できる可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

外国投資審査に関する事前の申告を義務化するパイロットプログラム開始

[本ニュースレターVol. 26](#) で報じたとおり、2018年8月13日、米国で外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）が成立し、対米外国投資委員会（CFIUS）が行う外国投資審査の対象が拡大されるなど、規制が強化される。これに関して同年10月10日、CFIUSはFIRRMAの一部を先行して実施するパイロットプログラムを同年11月10日から開始すると発表した。

FIRRMAは主として、中国からの投資による安全保障上の懸念を契機として導入されたものであるが、今回のパイロットプログラムは、日本を含む全ての外国からの投資に適用される。

このパイロットプログラムの対象となる外国投資については、事前の申告（declaration）を行う義務が生じることになる。これまで対米投資では存在しなかった、外国投資審査に関する事前のファイリング手続きが義務化されることになるため、案件のスケジュールの面での影響に注意が必要である。

パイロットプログラムの対象となる取引

パイロットプログラムは、同プログラムが指定する特定の産業に関して、「重要技術」の生産、考案、製造、開発等を行う米国の事業（パイロットプログラム対象事業）に対する投資に適用される。

パイロットプログラムが適用されることとなる産業としては、広く27の産業が指定されている。航空機の製造、誘導ミサイルや宇宙船の製造、軍用車の製造、原子力発電設備といった、直接に国家安全保障に関連する産業のほか、石油化学製品の製造、光学機器の製造、バイオテクノロジーの研究開発、半導体関連機器の製造、電話機器の製造なども広く含まれる。

「重要技術」は従来、軍事技術、核施設関連、特定の化学物質等に限定されていたが、今回のパイロットプログラム導入と同時に、「先端技術・基盤技術」（emerging and foundational technologies）というカテゴリーが追加されることが決定しており、このカテゴリーに具体的にどのような技術が含まれるのかについての詳細は今後発表されることになっている。

CFIUSの審査権限の拡大

これまでCFIUSは、外国投資家が米国ビジネスに対して支配権を有することとなる出資を行う投資に限り、審査権限を有していたが、パイロットプログラムでは、これに加えて、出資比率に関わらず以下の内容の取引についてもCFIUSの審査権限の対象に含まれる。

- 外国投資家がパイロットプログラム対象事業の重要な非公開の技術情報へのアクセスを有することとなる場合
- 外国投資家がパイロットプログラム対象事業の取締役会等の構成員であるか、その参加権を有する場合、または、取締役会等の構成員の指名権限を有する場合
- 外国投資家がパイロットプログラム対象事業の「重要技術」に利用等についての重要な意思決定に関与する場合

既存の投資内容を変更する合意により、上記に該当することとなる場合についても、パイロットプログラムの対象になる点に注意が必要である。

事前の申告義務の導入

これまで、CFIUS が審査権限を有する外国投資取引についても、当事者は届出等の義務を負うものではなく、任意に届出を行うことができるという制度があるにすぎなかった。これに対して、今回のパイロットプログラムでは、対象となる投資を行う外国投資家は、クロージングの 45 日前までに CFIUS に対して申告（declaration）を行わなければならないという義務が導入された。CFIUS は申告された取引の精査を行い、30 日以内に何らかの見解を示すことになる。

また、パイロットプログラム上の義務を順守しなかった場合、投資の額を上限とする制裁金を課せられる可能性がある点にも注意が必要である。

[最初のページに戻る](#)

米国

連邦高裁、FCPA 違反に関与した外国人について、FCPA 違反の共謀罪の成立を否定する判決を発表

2018 年 8 月 24 日、第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、アメリカ合衆国対ホスキンス事件の判決において、米国司法省が主張したホスキンス氏に関する訴因のうち、FCPA 違反に関する共謀罪の成立を否定した。以下、本判決の概要を説明する。

起訴状によると、A 社の米子会社は、電力供給契約をインドネシア政府から受注すべく、コンサルタントを起用して現地公務員に賄賂を供与したが、ホスキンス氏は、米子会社からコンサルタントへの贈賄資金の支払いを承認し、米国に所在する共犯者と電話とメールで連絡をとっていた事実を主張していた。他方、ホスキンス氏は英国人であり米国籍を持たず、当時 A 社の米子会社ではなく英子会社に雇用され、アメリカに入国したこともなかった。

上記事実関係に基づき、DOJ がホスキンス氏に関し主張した訴因には、ホスキンス氏が、A 社の米国子会社及びその従業員と FCPA 違反について共謀したというもの（以下「本訴因」）が含まれていた。他方、FCPA は、その適用対象として、(i) 米国で上場している企業（Issuer）並びに Issuer の役職員、エージェント及び株主、(ii) 米国法により設立され又は米国に主要な事業所がある企業・米国籍保有者・米国居住者（domestic concerns）並びに domestic concerns の役職員、エージェント及び株主、(iii)(i) 及び(ii)に該当しない者のうち、米国領域内で外国公務員等に贈賄をした者、と規定している。本判決における論点は、本訴因が成立するかどうか、すなわちホスキンス氏が上記 (i) から (iii) のいずれにも該当しないことを前提に、「共謀」の理論を用いて FCPA 違反の責任を問えるか、という点であり、控訴裁判所は本判決においてこれを不可と判断した。

控訴裁判所は、結論を導くにあたり、犯罪の成立に関する条文上の要件を満たさない者についても、当該犯罪の共謀罪に問うことができるという原則論を確認しつつ、例外的に、条文上の要件を満たさない者のうち特定のカテゴリに属する者について敢えて責任を問わないという積極的な立法方針が確認できる場合は、犯罪の成立に関する条文上の要件を満たさなければ罪に問えないという一般論を示した。その上で、FCPA が、条文上、米国外に所在する外国人についても FCPA 違反が成立する場合を広く規定する中で、敢えて domestic concerns の役職員、エージェント又は株主でない者についてそのような場合を規定していないこと等に言及し、このような外国人について FCPA 違反の罪を問わないという立法方針を確認できるとして上記結論を導いた。同時に、控訴裁判所は、本判決の中で、仮にホスキンス氏が domestic concern である米国子会社のエージェントであると認められるのであれば上

記立法方針に反さず、共謀罪に問えるとし、ホスキンス氏がA社米子会社のエージェントに該当しないか審理を進めるよう促した。

今回の判断はFCPA違反の共謀罪の成立の範囲に一定の制限を設けるものと評価できるが、エージェントの概念に該当する場合の共謀罪の成立を否定するものではない点に留意が必要である。

また、今回の判断が、外国に所在する外国人に対するFCPA違反の成立の範囲を狭めるものとして作用するとしても、近年、米国当局は、外国の司法当局と調査・起訴手続において積極的に協働し、企業に対する執行はFCPA違反を理由に米国当局が担当し、役職員に対する執行は現地法令への違反を理由に現地当局が担当するケースが相次いでいる（Telia Company ABやOdebrechtの件など）。こうした執行方針を考慮すると、企業側は、今回の判決を前提としてもなお、外国公務員に対する贈賄リスクについて警戒を続ける必要があるといえる。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

英国

破産手続及びコーポレートガバナンスに関する新たな指針の公表

英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）は、2018年8月26日、倒産手続及びコーポレートガバナンスに関する新たな制度の指針を公表した。公表の主な内容は以下のとおりである。

倒産手続制度の改正

- **子会社の利害関係人の保護**：財政難にある一定規模の子会社を売却する場合において、その利害関係者に対する利益を考慮することなく利害関係人に悪影響が生じないとの合理的な確信がないまま行われた売却の結果12ヶ月以内にその子会社が財産管理手続又は清算手続に入った場合には、その持株会社の取締役はその資格を失うという旨の制度が検討されている。
- **財産回復に係る権限**：2018年3月時点においては破産者が行った取引を取消して財産を回復する権限に関して新たな制度の導入が検討されていたが、既存の制度との重複や複雑化を避ける観点から、既存の制度を強化・明確化する方針で検討が進められることとなった。
- **解散会社における取締役の行為の調査**：債務の支払を回避するために会社を一度解散させ再度新設する「フェニックス（Phoenixing）」行為に対処するため、解散前の会社の取締役の行為を調査し、違法行為に対して措置を講ずる権限を導入することが検討されている。

倒産前におけるコーポレートガバナンスの強化

- **組織構成の調査**：企業のガバナンス体制を把握する目的で、企業のグループ組織構成及びガバナンス体制の内容につき英国政府が企業に対して説明を求めることができる制度が検討されている。
- **株主の責任**：英国政府は、投資家及び英国財務報告評議会（FRC）等と協力し、(i)年金基金その他の投資家からアセットマネージャーに与えられる権限へのスチュワードシップの導入、及び(ii)機関投資家が企業及びその取締役に対する懸念を提起するための新しい仕組みの構築を検討している。

- **配当制度**：配当制度の包括的な見直し及び既存の制度の強化につき議論が進められている。
- **取締役の研修義務等**：取締役の研修及び指導の強化につき議論が進められ、大会社の取締役については一定の研修を義務化することが検討されている。また、ガバナンス協会（ICSA）と協力して取締役会の評価の質及び効果を向上させることも検討されている。
- **サプライヤーの保護**：倒産法に基づく通常の優先順位に先立ち、無担保債権者に対する支払いが認められる資産の上限額が現行の約 60 万ポンドから 80 万ポンドに引上げられる方針であり、その他にも支払義務の履行を確保する制度の構築が検討されている。

以上の指針についての詳細は今秋に公表されるとのことであり、英国にて事業を営んでいる企業は今後の政府の動向にも留意する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー & マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー & マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー & マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。